

長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金のご案内

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設等がサービスを円滑に継続できるよう、猛暑等の気候変動や災害に備えた設備・備品の購入費用及び食事提供サービスに係る費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

「長野県 サービス継続」で検索してください。

- 補助額・補助対象施設については、裏面をご覧ください。
- 詳しい情報は県ホームページにおいて随時お知らせしていきますので、ご確認ください。

(URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/r7service-keizoku.html>)

申請受付期間	令和8年3月30日(月)～令和8年8月31日(月)
補助対象期間・経費	令和7年12月16日(国の補正予算成立日)以降に、対象施設が負担した下記「補助対象経費」に掲げる設備・備品購入費用及び食事提供に要した費用
申請方法	①対象の物品等を購入  → ②申請書(様式2-1～2-3)等に入力  → ③申請フォームから申請  → ④補助金の交付  ※原則、補助対象経費には消費税を含めずに申請してください。 ※領収書等の根拠資料は、事業所において適切に保管していただくようお願いいたします。 補助金の交付は、5月以降から順次行う予定です。
申請フォームのURL	https://6ab0a9d6.form.kintoneapp.com/public/nagano-kaigohokennijigyou2-service
事務局	「長野県介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業」事務局 長野市上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル2階 ※郵送による申請は受け付けておりません。

令和8年3月30日(月)よりコールセンターを設置しますので、不明な点等があればお問い合わせください。

申請問合せ先	TEL : 050-3816-4166 メール : naganoken_keizokushien@nta.co.jp 受付時間 : 平日 9:00～17:00 ※土日祝日は除く
--------	---

補助対象経費

●介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品分)

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に必要な費用

【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】

ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ. ネッククーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】

ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費

エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために必要な費用

【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

●介護施設等に対するサービス継続支援事業(食事提供分)

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用等

【入所施設、短期入所系サービス事業所】

食材料費、食事の準備の委託費・外注費

補助額について

- 事業所・施設ごとに、下記の表の基準単価と表面の補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を補助額とします（1,000円未満切捨て）。
- 設備・備品分については、基準単価を超えない範囲で、下記の表の（1）と（2）の両方を申請することができます。
- 1事業所・施設当たり1回まで申請することができます。

補助対象施設・基準単価

			介護事業等に対するサービス 継続支援事業（設備・備品分）		介護施設等に対する サービス継続支援事業 （食事提供分）
			(1)介護サービスを円滑 に継続するための対応	(2)災害備蓄等 への対応	
1	訪問介護 事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200千円／事業所		-
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円／事業所		-
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上 2,000回以下	400千円／事業所		-
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円／事業所		-
5	訪問入浴介護事業所		200千円／事業所		-
6	訪問看護事業所		200千円／事業所		-
7	訪問リハビリテーション事業所		200千円／事業所		-
8	通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円／事業所		-
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円／事業所		-
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円／事業所		-
11	通所リハビリテーション事業所		200千円／事業所		-
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円／事業所		-
13	福祉用具貸与事業所		200千円／事業所		-
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円／事業所		-
15	夜間対応型訪問介護事業所		200千円／事業所		-
16	地域密着型通所介護事業所		200千円／事業所		-
17	認知症対応型通所介護事業所		200千円／事業所		-
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200千円／事業所		-
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200千円／事業所		-
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円／事業所		-
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円／事業所		-
22	居宅介護支援事業所		200千円／事業所		-
23	介護老人福祉施設		6千円／定員		18千円／定員
24	介護老人保健施設		6千円／定員		18千円／定員
25	介護医療院		6千円／定員		18千円／定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6千円／定員		18千円／定員
27	短期入所生活介護事業所		6千円／定員		18千円／定員
28	養護老人ホーム		6千円／定員		18千円／定員
29	軽費老人ホーム		6千円／定員		18千円／定員

- 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断します。
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員とします。
- 事業所・施設等について、申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は補助対象となります。
- 各介護予防サービスは補助対象となりません。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含みません。

長野県健康福祉部介護支援課施設係

TEL：026-235-7113 mail：kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

